

(仮称) 宮城西部風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

日本風力エネルギー株式会社

第 1 章 環境影響評価方法書の公告、縦覧、説明会及び意見書

1.1 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年1月29日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和3年1月29日（金）付 河北新報（朝刊27面、県版） [別紙 1 参照]

② 広報誌によるお知らせ

令和3年2月1日（月）付で、下記の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報かみまち 2月号（No. 215）p15 [別紙 2 参照]

③ インターネットによるお知らせ

令和3年1月29日（金）から、下記のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・ 宮城県のホームページ [別紙 3 参照]
<https://www.pref.miyagi.jp/site/assesu/miyagiseibu-houhousho.html>
- ・ 加美町のホームページ [別紙 4 参照]
<http://www.town.kami.miyagi.jp/index.cfm/6,18356,141,html>
- ・ 事業者のホームページ [別紙 5 参照]
<https://venaenergy.co.jp/1321>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎3箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 宮城県庁環境生活部環境対策課
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 行政庁舎13階
- ・ 宮城県加美町役場町民課
宮城県加美郡加美町字西田三番5番地
- ・ 宮城県加美町役場宮崎支所
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番52-4

② インターネットの利用による縦覧

事業者のホームページに方法書の内容を掲載した。

[別紙5参照]

<https://venaenergy.co.jp/1321>

(4) 縦覧期間

令和3年1月29日（金）から令和3年3月1日（月）の土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとした。事業者ホームページでは、さらに縦覧期間終了後も閲覧可能とした。

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

① 縦覧者確認簿記載者数

総数 4名（縦覧者記録用紙記載者数）

（内訳）

- ・宮城県庁 0名
- ・加美町役場町民課 0名
- ・加美町宮崎支所 4名

なお、インターネットの利用による縦覧期間中のホームページへのアクセス数は359回であった。

1.2 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。なお、法定の説明会以外にも自主的に説明会を行い、事業計画の周知に努めた。

(1) 広告の日及び公告方法

説明会は、開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

なお、加美町との協議の結果、環境影響評価方法書の規定に基づく説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場者は加美町住民のみとした。

【環境影響評価方法書の規定に基づく説明会】

- ・開催日：令和3年2月10日(水)
- ・開催場所：宮崎公民館（加美町宮崎字屋敷七番45-1）
- ・開催時間：18:30～19:30
- ・来場者数：20名

- ・開催日：令和3年2月14日(日)
- ・開催場所：旭地区公民館（加美町宮崎字小原44-1）
- ・開催時間：10:00～11:00
- ・来場者数：18名

- ・開催日：令和3年2月17日(水)
- ・開催場所：宮崎公民館（加美町宮崎字屋敷七番45-1）
- ・開催時間：18:30～19:30
- ・来場者数：17名

1.3 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出時期

令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで
（縦覧期間及びその後2週間、郵送の受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

事業者への郵送による書面の提出

[別紙6参照]

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は12名（意見の総数：38件）であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は12名の方から合計で38件の意見が提出された。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

第2-1表(1) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 1 | 風力発電の建設地・建設中までの土地の森林伐採による水源地の保水機能が心配。昨今の異常気象による地すべり崩落など、想定外のことがおきています。 あらゆる事故がおきたときの責任の所在はどこにあるのでしょうか。 | 事故が発生した際は、当社（日本風力エネルギー株式会社）の責任の範囲内で対応を行います。 |
| 2 | 加美町では、当社の他、5社近くが建設を予定しています。他社とのすりあわせは、しているのでしょうか。 全ての会社が風力発電を建設することは、自然破壊に他なりません。 | 本事業では一部、他社事業計画に重複しております。 調査や土地利用状況を確認したうえで、他事業者と協議していく予定です。 |
| 3 | 風力発電による騒音、低周波音による影響ですが、人家から離れての建設予定はあたりまえですが、動物・鳥などは、人間より敏感に感じることはないのでしょうか。 低周波音を避けて動物がくらすことになり、それが人家の方に近づいてくると、農作物の被害が懸念されます。 | 建設工事の期間中は、一時的に動物や鳥等が建設現場付近から忌避する可能性は有りますが、風車稼働後の騒音、低周波音の影響はほとんど無いものと考えております。日本国内でも牧場で風車が稼働している事例がありますが、騒音、低周波の影響はみられておりません。 |

第2-1表(2) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 4 | 開発に伴う影響を調査する環境アセスメントを詳細に実施し、景観への配慮や環境の保全がなされるようにされたい。雑木等の伐採による地滑りが生じないように。低周波、騒音被害が懸念されるので、データ収集を行ない、住民説明会を実施され不安解消に務める、陸上風力の林立、景観破壊とならないようにされたい。特に住居地から設置される風車が見えることのないように。設置本数は25基位が妥当かも。二ツ石ダム湖付近は、逆に観光資源となり、工事用道路を含めて地域活性化につなげる工夫をしてほしい。環境アセスメントがまとも次第、住民への説明会を開催し、合意形成が得られるよう頻りに実施されたい。騒音によるクマ、サル下山もクマタカ、オオタカ等鳥類のバードストライクがおきないよう調査されたい。 | 頂きましたご意見、方法書に関する審査の結果を踏まえ、騒音、低周波音、景観等の現地調査を実施いたします。 地すべりについては、今後の測量、地質調査を踏まえて、安全上の考慮をして設計します。また、森林法等の審査のなかで、関係機関との協議を踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでいく考えです。 また、今後も住民への説明会を開催し、合意形成に取り組んでいきます。 騒音によりクマやサルが下山する可能性は低いと考えております。また、クマタカ、オオタカ等の鳥類のバードストライクについては、これら種の生息状況を調査し、バードストライクの影響について予測評価を行い、必要に応じて影響を低減する対策を講じていきます。 |

第2-1表(3) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 5 | <p>現在、貴社が環境影響評価方法書（以下、方法書と言う）を縦覧している（仮称）宮城西部風力発電事業について、対象事業実施区域（以下、計画地と言う）に風力発電施設（以下、風車と言う）を建設した場合、クマタカの生息地と重なることが予想され、衝突死（以下、バードストライクと言う）が発生する危険性が高い。また、計画地にはサシバやハチクマなど希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>貴社は方法書に鳥類に対する調査方法等を記載しているが、希少猛禽類や渡り鳥等への影響を適切に評価し得る調査データを取得するという観点から、下記のことを実施するよう求める。</p> | <p>クマタカの生息環境やサシバ、ハチクマの渡りに対する影響について、専門家のご意見を伺いながら、予測及び評価を行います。</p> |
| 6 | <p>1. 私どもの観察により計画地およびその周辺ではクマタカが生息していることを確認しており、また、繁殖の可能性が高いと考えられる。クマタカは、場所によっては3年に1度しか繁殖が成功しないことが知られているため、現地調査においては、2営巣期内で繁殖成功が確認できなかった場合には、3営巣期にわたり調査をすべきである。国内ではクマタカでバードストライクや生息地放棄が起きた事例があることから、計画地に風車を建設した場合、それらの影響が生じる可能性が高いと考える。そのため、繁殖期におけるクマタカの飛翔行動等の調査は、方法書に記載されている希少猛禽類調査よりも質、量とも十分なものを求める。また、強風時にはクマタカは飛翔行動を行わないことが知られているので、悪天候の日は調査を実施すべきではない。</p> | <p>当該地域においてクマタカの生息の可能性は、既往資料から認識しています。したがって、環境省の「猛禽類保護の進め方（改定版）」に基づき、適切な調査を実施します。また、ご指摘については、2営巣期の現地調査をもとに得られた情報をもとに予測・評価を行う予定です。ただし、専門家のご意見を伺い、3営巣期の調査の要否について柔軟に対応したいと考えております。</p> |
| 7 | <p>2. 方法書には鳥類調査における任意観察、希少猛禽類、渡り鳥の調査地点（定点）が記載されている。ただし、計画地およびその周辺は地形や樹木の繁茂により見通しが悪く、また、計画地が広大であるため、それらの定点では調査に十分な視野、視界を確保することは困難であると考えます。事前に定点からの見通しや視野を確認し、予備の定点候補地を準備し、もし見通しが悪い定点があれば、その位置を適切な場所に変更すべきである。また、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点が計画地内に少ない。前述のように計画地は見通しが悪く、現状の定点の配置では、計画地内における鳥類の飛翔行動などを十分に観察できないと考える。そのため、希少猛禽類と渡り鳥調査の定点、特に山肌に見える定点を観察地内にもっと増やすべきである。</p> | <p>ご指摘の定点位置については、定点から、季節による見え方の状況や調査対象種の出現状況に応じて、定点位置の変更や追加、移動定点を併用する等、臨機応変に対応したいと考えております。</p> |
| 8 | <p>3. 方法書には、希少猛禽類調査は毎月1回3日間程度を基本とすると記載されているが、希少猛禽類の繁殖期においては造巣期から巣立ち期および巣外育雛期までの生態や行動を詳細に把握したうえで影響を評価する必要があることから、毎月1回3日間程度にこだわらず、繁殖ステージごとに適切な調査時期を選定し、できるだけ多くの日数で調査を実施すべきである。また、留鳥となっている希少猛禽類の生息が認められれば、通年で詳しい生態や行動のデータを取得できる調査計画に変更すべきである。希少猛禽類の飛翔状況の把握には、レーザーレンジファインダー等の鳥類の飛翔位置を正確に計測できる機器の使用を検討すべきである。</p> | <p>希少猛禽類の調査については、環境省の「猛禽類保護の進め方（改定版）」に基づき、適切な調査を実施します。</p> |
| 9 | <p>4. 夜間調査においてICレコーダーの使用を計画しているが、それを実施する調査地点が少ない。地点数を増やし、計画地全体の評価ができるデータを取得することを求める。</p> | <p>夜間調査の対象種として、フクロウ類やミゾゴイ等を想定しておりますが、必要に応じて地点数を増やす等、臨機応変に対応したいと考えております。</p> |

(表は次ページに続く。)

| | | |
|----|--|--|
| 10 | <p>5. 秋の渡り鳥調査にあたっては、夏鳥と冬鳥で南下時期が異なるため、9～11月の各月複数回（上旬・中旬・下旬）の調査回数では不十分である。夏鳥は早いもので7月下旬に渡りを開始し、冬鳥は12月でも渡ってくるため、その程度の期間は渡り鳥の調査を実施する必要がある。夏鳥であるサンバやハチクマなどの希少猛禽類、および冬鳥の小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類の渡りについては、現地の鳥類の状況に詳しい者から情報を得るなどして、適切な時期に適切な回数の調査を実施し、計画地およびその周辺を通過する渡り鳥全般の飛翔状況を明らかにすべきである。なお、サンバおよびハチクマの移動時期は、宮城県では9月上旬から始まり、約一ヶ月間も続くことが観察、公表されている。しかし、ピークの時期は短く、その年の気象条件等に左右される。そのため、このピークの時期を外さない調査方法での実施が必要となる。また、計画地は広範囲であるため、その日の風向きや日射量等により上昇気流の発生位置が峰の東になるか、西になるかが変わる。上昇気流等の発生位置や風力によって鳥類の飛翔コースや高度が変わることも考慮して、全ての定点で同時に実施するなど適切な調査方法を取る必要がある。</p> <p>なお、ガンやハクチョウ類等の大型鳥類の渡りの状況を把握するのに、上述したように、レーザーレンジファインダー等の使用を検討すべきである。</p> <p>夜間に計画地およびその周辺の上空を移動、通過する小鳥類やガン・カモ・ハクチョウ類を対象にレーダーを用いての調査を計画し、複数個所、複数回で実施すべきである。</p> | <p>秋の渡りの調査時期については、地域の専門家のご意見を踏まえて設定しております。ただし、ご指摘のとおり、その年の気象条件に左右されるとの認識は持っておりますので、方法書に記載した調査内容を基本としつつも、状況に応じて臨機応変に対応したいと考えております。また、調査に際して、ご指摘のレーザーレンジファインダーやレーダーを使用することについては、専門家のご意見を伺い検討したいと考えております。</p> |
|----|--|--|

第2-1表(4) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 11 | <p>・日本国民として命に関わる大切な、エネルギーや水、土地などに対して多国籍企業や外国企業に身を任せてはいけない!!トラブルが起きた場合、責任は自治体に負わせて速やかに国外に撤退するはず。その他にも国際的問題等など難かしい状態に!</p> | <p>経済産業省が行っている再生可能エネルギーの管理により、事業認定をするにあたっては、撤去までの資金計画も確認することになっていきます。</p> <p>日本風力エネルギー株式会社の財務は良好ですが、事業実施の際は金融機関からの融資を受けて実施します。この理由として、会社の経営面の健全性を維持しつつ、万一、破綻した際の引受先を見つけることが容易になること、また、保険加入により、事業継続のための修繕を行う体制を整えています。</p> |
| 12 | <p>・企業側の報告やガイドラインを、そのまま信じてはいけません。自治体としガイドラインをきちんと作るべき。(科学者や専門家の意見を参考に) ※原発事故の時のように、勝手にガイドラインの数値を引き上げ問題無しとのごまかしをふせぐ為にも。</p> | <p>頂いたご意見は、宮城県及び経済産業省にお伝えします。</p> |
| 13 | <p>・1基あたりが人間にあたえる(病気や精神的にも)環境影響が少ないとしても、多基が連立した場合は違ってくる。また山に住む動物等にとっての影響等、人間主義で動物等のことは軽んじられるが生態系からも、とても重要なことである。</p> | <p>予測・評価にあたっては、1基あたりではなく計画している風力発電機全体による予測・評価を行います。</p> <p>また、当該地域に生息する動物を含む生態系については、調査、予測及び評価を行い、現状の生態系が著しく変化することがないよう、適切な対策を講じます。</p> |

第2-1表(5) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|------------------------------|---|
| 14 | 1. 一番心配なことは低周波の影響が心配である。 | 低周波音については現地調査にて、現在の環境下での低周波音の測定を行い、風車設置によって発生する低周波音を想定し、風車運転時の低周波音の予測・評価を実施します。その結果、影響が大きいと判断された場合は、適切な環境保全措置を行います。 |
| 15 | 2. 町では何を一番ねがって実施しようとしているのか不明 | 本事業は、加美町が実施するものではありませんが、加美町では、再生可能エネルギーの推進について重要視している一方で、住民の皆さまへの生活環境や自然環境への影響が生じてまで推進しているわけではないものと聞いております。 |

第2-1表(6) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|--|
| 16 | 私は風力発電について、全く知識が無く、賛成・反対の考えすら持てなかった為先日説明会に参加させていただいた。 説明会を受けて、風力発電のデメリットについて、情報が少ないと感じ独自で調べてみたところ以下の点について意見を持ちました。 ①風力発電によって二酸化炭素が減るわけではないこと 風力発電は、風がなければ当たり前のように発電しない。その不足している部分は火力発電によって助けられているという事実は、まるで風力発電を作ればCO ₂ が減るようなイメージを持っていたが、大きな矛盾を感じました。 | 風力発電等の再生可能エネルギーは、発電時に二酸化炭素が発生しませんが、ご指摘のとおり、自然条件によって出力が大きく変動します。日本においては、再生可能エネルギーと出力が概ね一定の原子力発電によって需要電力がまかなえない部分を、電力需要の変動に応じて出力変動が可能な火力発電により必要電力を確保しています。 従いまして、火力発電の待機時に発生する二酸化炭素もあるため、風力発電による発電量と同等の二酸化炭素の排出を削減するわけではありませんが、火力発電の全体の発電量は確実に削減できるものと考えます。 |
| 17 | ②風力発電の落雷や故障による災害の発生について 風力発電の上に落雷したことによる火災や故障をしたことによる火災も全国的に見て発生していることを知りました。冬は雪深いこの地域でもし、火災が発生したらと考えると、消火活動は、困難を極めると思います。森林に飛び火すれば山火事につながってしまうかもしれません。 | 過去の風車の事故にかんがみ、最新の機種では耐雷性能を向上し、落雷時に火災が発生しないよう、考慮されています。また、その内容は電気事業法のもと審査されます。 |
| 18 | ③低周波の影響 説明会では、日常の生活音との比較でご説明いただきましたが、それは想像の範囲であって実際にどのような影響がでるのかを、調査によって完全に防ぐということは、難しいと感じました。人によって感じ方は様々で、見えないものに健康を害される危険があるということは、とても恐ろしく思います。ここで暮らしたいと願う人もいる中、その障害になりうるのが不安です。 電力発電の設置により、木が切られ、山が削られる。自然のものを壊すという代償はとても大きいと思います。野生動物の生活が変われば里へ来て農作物の収穫にも影響ができてしまうのではないかと。この穏やかな地に、風力発電を持つことで、地区民が受けるメリットは何か、考えさせられる日々です。多くの人は知識（風力発電）について分からないまま、説明を受け、意見を持つ前に話が進んでいるという状況だと感じています。もっとメリットだけでなくデメリットもあることをふまえて、しっかりと話し合う必要があると思います。もう少し、住民へ考える時間や機会を作っていただきたいと思いました。 | 住民説明会では、現地調査を実施していませんでしたので、一般的な低周波音の影響についてご説明しましたが、今後、現地調査、予測及び評価を行い、準備書段階の住民説明会等の場でご説明します。 今後、地域の方々と協議をすすめ、地域のご理解を得られるように事業者より地域貢献をご提案していきたくと考えています。 |

第2-1表(7) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 19 | <p>低周波による健康被害、自然環境の破壊 再生可能エネルギーと言葉だけの事業で人々の生活をうばう風力発電事業はいらない。</p> <p>自然をとるか、お金を得るか 10年20年後の子供に負のいさんを残していいものか、もしも立てたもの、建築物が永遠に自然の中に残されては大変です。多くの事業が加美町周辺に集中しておりますが、なぜそのようなことになっているのか具体的な説明もなく、住民にとっては不安だけが日増しに多くなります。ドイツでも風力発電の建設は少なくなっている現実をふまえて、ただ単に限界集落というだけで計画をすすめるのはどうかと思います。自然を求めて来る人々のためにも、古里は自然のままで残すべきです。</p> | <p>経済産業省が行っている再生可能エネルギーの管理により、事業認定をするにあたっては、撤去までの資金計画も確認することになっていきますので、事業終了後、風力発電機が放置されることはありません。</p> <p>日本風力エネルギー株式会社は財務は良好ですが、事業実施の際は金融機関からの融資を受けて実施します。この理由として、会社の経営面の健全性を維持しつつ、万一、破綻した際の引受先を見つけることが容易になること、また、保険加入により、事業継続のための修繕を行う体制を整えています。</p> <p>また、加美町では、再生可能エネルギーの推進について重要視している一方で、住民の皆さまへの生活環境や自然環境への影響が生じてまで推進しているわけではないものと聞いております。</p> |

第2-1表(8) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 20 | <p>1. 水源涵養保安林、水資源保全地域に対する配慮が全くないのはなぜか</p> <p>「配慮書」に対する加美町長の意見書はその冒頭に、「事業実施想定区域の大半が水源涵養保安林及び上砂流出防備保安林に指定されていることを指摘、「環境分野だけでなく防災分野からの意見を踏まえ・・・災害を誘発する可能性がある場合には事業実施想定区域から除外すること」を求めていた。</p> <p>しかし水源涵養保安林や加美町の水資源保全地域の真上に風力発電施設を建設する計画になんら変更はなく、事業想定地域からの除外どころではない事態となっている。</p> <p>西側からの進入路の拡張も含めて「保安林」が伐採され、「保全地域」に開発の手が入るのに、水質、水量、水の流れについて影響があるのかについて調査もされず、言及もされていないのではないか。そもそも、水源を守るための保安林を伐採して影響がないことはありえない。</p> <p>「配慮書」に対する宮城県環境影響評価技術審査会（令和2年9月17日）に、「伏流水がどう流れ込んでいる可能性が高いか地図をきちっと読み込んで、地形をきちっと読み込んで、もう少し改変しない範囲を広げるとか、元の沢筋に沿って慎重な対応がなされた方法書を作っていただきたい」との意見が出されている。</p> <p>今回の「方法書」において、この指摘がどの様に検討されたのか。どのように「地形を読み込んだ」のか。</p> <p>加美町の意見も技術審査会での議論も「方法書」には全く反映していないのではないか。</p> | <p>水源涵養保安林や加美町水資源保全条例に定める水資源保全地域については、本事業を実施したとしても、地域が持つ水資源保全機能が適切に確保されていることを確認しながら進めていきます。</p> <p>また、工事によって土砂や濁水については、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、河川等から十分に離隔する等、水環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の配置等を検討いたします。</p> <p>令和2年9月17日の審査会でのご意見は、独活沼への環境配慮に基づくご意見でしたが、方法書の対象事業実施区域の検討にあたって、独活沼の集水域から十分な離隔をとり設定を行いました。</p> |

(表は次ページに続く。)

| | | |
|----|---|--|
| 21 | <p>2. 豪雨災害、土砂災害の危険について</p> <p>「方法書」では、「土砂流出防備保安林及び砂防指定地については風力発電施設設備等の配置から除外いたしました」としている。確かに風車の配置はそのようになっている。しかし、前述の「技術審査会」において「砂防指定地だけではなく、その上流域も避けてくださいということになります」との意見が出されている。砂防指定地そのものは除外されたがその上流部は除外されていない。この指摘は無視されたのか。</p> <p>さらに「技術審査会」では、土砂災害警戒区域で地すべりが一分かかっているかと思いますが・・・そういったところも避けてくださいということですね」という指摘がされているが、「方法書」205ページ、206ページを見ると、少なからず「地すべり地形」にかかっている。当然にこれらの箇所は除外すべきものであるが、再度いうが、「技術審査会」出された意見に対して真摯に耳を傾ける姿勢が欠如しているのではないか。</p> | <p>砂防指定地の上流域及び地すべり地形に関しては、関係機関との協議を踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。</p> |
| 22 | <p>3. 累積的な影響について</p> <p>本事業の実施区域の周辺には、他の6つの風力発電事業、および鳴瀬川総合開発によるダム建設事業が計画されている。その「累積的な影響」を評価し、本事業について判断することが求められている。しかし、大事なことは、これらの事業において、それぞれどれだけの面積の森林を、どの場所で伐採するのかが具体的に明らかになっていない。本事業においても、同様である。</p> <p>「方法書」には、「累積的な影響について適切な調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討します」となっているが、どのような方法でそれが可能になるのか、また、それが可能になるのはいつか。</p> <p>このような「累積的な影響」が具体的に明らかになるのは、先行するすべての事業が確定しなければわからないのではないか。しかし現状は、すべての事業が並行してすすめられていることから考えれば、事実上「累積的な影響」は評価できないということになるのではないか。</p> | <p>本事業との累積的な環境影響が懸念される（仮称）宮城山形北部風力発電事業及び（仮称）宮城山形北部Ⅱ風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、風力発電設備等の位置、規模、配置及び構造の検討を行います。</p> |
| 23 | <p>4. ふるさと緑の道に並行して風車が続く</p> <p>計画区域の中央を横断して、宮城県が策定した「ふるさと緑の道」がある。「ふるさと緑の道」は「豊かな自然に親しんでいただく」ことを目的に整備、設定されたもので、「湯と紅葉に浸る静寂の散歩道」と謳う全長26.8キロメートルの鳴子温泉－田代・旭コースの一部に風車が並ぶことになる。</p> <p>騒音問題は別途記述するが、「自然豊かな」「静寂な散歩道」に巨大な風車群はふさわしくない。</p> | <p>対象事業実施区域の中央を横断する「ふるさと緑の道」は、樹林帯の中のルートのため眺望点は限られますが、ルート上の「澄川橋」、「切込焼記念館」において、景観の調査、予測及び評価の地点に選定しました。</p> <p>また、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。</p> |

(表は次ページに続く。)

| | | |
|----|--|--|
| 24 | <p>5. 騒音、低周波問題について</p> <p>他の風力発電事業と比べても、直近地域に人家（1.4キロメートル）があり、温泉施設やキャンプ場などは計画区域に隣接している。多くの人が暮らす集落までの距離も6.7キロ（宮崎地域）、5.6キロ（鳴子温泉地域）と近く、地域住民の生活環境に大きな影響をあたえる危険がある。</p> <p>「方法書」305ページには、「騒音及び超低周波音、振動調査地点の設定根拠」として、工事車両が通行する沿道3か所と可視領域内の住宅等が存在する場所3か所を調査することになっている。</p> <p>しかし、低周波の影響は10キロメートルを超えて発生している例もあり、とりわけ高さ200メートルを超えるような巨大な風車ではそういう心配をしなければならない。「音」の問題なのに、「可視領域内」に限定する理由は何か。低周波の影響を考えれば、宮崎地域や鳴子温泉地域も含めた調査が必要である。</p> <p>運転を開始した場合に低周波被害が発生する可能性がある。その場合にどういった対応をするのかをあらかじめ明確にしておくべきである。低周波問題に対する国の姿勢の弱さの問題もあるが、他の風力発電事業の例では、長年にわたって低周波被害が無視され放置されている実例がある。そんなことは絶対に許されない。</p> | <p>平成29年に策定された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認出来ない。ただし、静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35～40dBを超過すると、わずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。」とあります。</p> <p>また、平成30年に公表された「風力発電等導入支援事業／環境アセスメント調査早期実施実証事業／環境アセスメント迅速化研究開発事業 季節風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書」（平成30年、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）によると、騒音については「最寄りの風車までの距離が1.6kmを超えると、騒音レベルの増分は0dB程度となっていた。」、超低周波音については「風車周辺の超低周波音の音圧レベルは、規模、立地環境によらず感覚閾値を下回り、風車稼働時の超低周波音による影響はほとんどないと考えられる。」とされています。</p> <p>本事業の風力発電機の最寄りの住居は1.4kmであることから、最寄りの3地点において、調査、予測及び評価を行うこととしました。</p> <p>なお、調査地点を可視領域とした理由は、山の陰になっている場合は、直達音が届かず風車音が届きにくいからです。</p> |
| 25 | <p>6. 放射性物質の拡散、放出について</p> <p>「方法書」292ページに「環境要素の区分」放射線の量、「環境要因の区分」増勢等の施行による一時的な影響となっている。放射性物質が拡散・放出された場合の影響は決して一時的ではないし、「基準値」以下だからといって容認されるものでもない。したがって、少量であっても拡散・放出はさせない、という態度で臨むべきであって、それができないのなら、工事に着手すべきではない。</p> | <p>一時的な影響とは、工事の期間を指しています。また、放射性物質は、自然由来の放射線も存在するためゼロになることはありません。現地調査の結果、放射性物質の拡散・流出の可能性が考えられる場合は、拡散防止処置等を検討します。</p> |

（表は次ページに続く。）

| | | |
|----|---|--|
| 26 | <p>7. 景観について</p> <p>加美町長の「配慮書」への意見書では、栗葉山、ニツ石ダム、陶芸の里ゆーらんどキャンプ場を「望む景観に風力発電機が介在することになれば、景観への妨げになるのは必至」と指摘され、「技術審査会」においても「より慎重に、慎重にやらなければならない」という意識を持って方法書を作っていただけませんか」という意見が出されている。</p> <p>しかし、「方法書」347ページによると、垂直視野角1度以上で視認される可能性のある範囲が風力発電施設から11.7キロメートルにも及んでいる。</p> <p>環境省の「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成25年3月)によると、「送電鉄塔の垂直見込角に応じた見え方に関する知見」として「垂直見込角が1～2°を超えると景観的に気になりだす可能性がある」とされる」と指摘されている。「技術審査会」で指摘されているように、風力発電施設については「送電鉄塔の基準を景観基準として使うと明らかに過小評価」であることは明確である。送電鉄塔でも1°を超えると景観上問題とされているのだから、風力発電施設は設置できないのではないのか。</p> <p>さらに、田代高原キャンプ場では垂直視野角10°以上という事を認識しながら、景観上問題ないとする根拠はなにか。環境省の「ガイドライン」では、視野角10°～12°について「目いっぱい大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素としては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない」と評価している。言うまでもなく、これは送電鉄塔の「基準」であることを考えれば、風力発電施設の設置は不可と言わなければならない。</p> | <p>配慮書に対する技術審査会の意見を踏まえて、主要な眺望点について眺望方向の確認を行った上で方法書の作成を行いました。</p> <p>また、加美町との協議の結果、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる眺望点として、町内の小学校を調査、予測及び評価地点に追加しました。</p> <p>風力発電機の設置の有無の判断は、垂直視野角のみで評価を行うのではなく、総合的に判断するため将来の風力発電施設の完成予想図を合成するフォトモンタージュ法により、眺望の変化の程度を視覚的表現によって予測します。また、その結果については、住民説明会等を開催し、合意形成に取り組んでいきます。</p> <p>田代高原キャンプ場では周囲を高い立木で囲われているため、ある程度緩和されるものと考えております。今後、現地調査によって影響を詳細に確認してまいります。</p> |
|----|---|--|

第2-1表(9) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 27 | ①低周波の人体への影響が懸念されるので20基同時運転時のデータを知り | 低周波音についても現地調査を実施し、計画する全ての風力発電機からの影響を予測・評価します。また、その結果については、住民説明会等を開催し、合意形成に取り組んでいきます。 |
| 28 | ②民家から風力発電を5kmの距離をとるように配置する事 | 施設の稼働時に民家への影響は、騒音、低周波音及び風車の影が考えられるため、今後、適切に現地調査を実施し、予測及び評価を行います。 |
| 29 | ③鳥獣被害が近隣農家に出ているので森林破壊による増加が心配 | 本事業による改変は、風車が建設される箇所と搬入路付近に限られ、大規模な森林破壊は行いません。また、事業実施を起因とする鳥獣被害が発生した場合には、関係機関と協議を行い、適切な対策を講じます。 |
| 30 | ④近年、異常気象による気候の変動があるので、土砂崩れ、森林火災、洪水対策、防止を怠らない。 | 土砂崩れ、森林火災及び洪水が発生しないような工事計画の検討及び管理を行います。 |
| 31 | ⑤自主防災対策、災害対策対策、自然保護観察室など旭地区に設置する。 | 事業実施にあたっては、加美町と協定を結び、災害対策等に取り組んでいきます。 また、自然保護観察室など観光資源に関して、どのような協力ができるか検討を行います。 |
| 32 | ⑥戦闘機墜落の地域なので、磁場、発電機、電磁波測定波計測。 | 本事業とは直接関係ありませんが、自治体に墜落地点及び障害発生状況について確認し、対応について協議を行います。 |
| 33 | ⑦旧旭小学校区内住民の70%以上の賛同があることをお願い致します。 | 地域住民の皆様の賛同が得られるように、住民説明会等の開催を行い、合意形成に取り組んでいきます。 |

第2-1表(10) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|---|---|
| 34 | <p>毎年ハクチョー1センバ来る エサをモトメテロシアにかへる時南西と北西をかならず200メートルから300メートル上くうをとぶからです。</p> <p>風力ハツデンはぜったいつくるのはぜったいだめ。農業にはダメぜったいです。</p> | <p>当該地域に飛来するハクチョウ類については、現地調査を実施して、飛来する個体数や飛行ルート、飛翔高度を把握した上で、バードストライク等の予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には適切な対策を講じます。</p> <p>営農地に隣接して風力発電を運営している事例が数多くあり、農業への影響は大きくないものと考えています。</p> |

第2-1表(11) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|--|
| 35 | <p>風力発電機を設置する場所（計画中）の”地盤があまり強くないはずだ”という話を聞きました。大量の木を伐ることなどで土砂崩れなどの影響も心配です。</p> | <p>今後の測量、地質調査を踏まえて、安全上の考慮をして設計します。また、森林法等の審査のなかで、関係機関との協議を踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでいく考えです。</p> |
| 36 | <p>野生動物の住処を奪うこと、里山の豊かな自然環境を壊してまで必要なことなのか疑問が残ります。</p> | <p>脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を推進していくことは必要と考えております。その際、現状の自然環境を極力保全することが大切であるとの認識に立ち、事業を進めていくことが重要であると考えています。</p> |
| 37 | <p>一度壊した自然が再生するまで何年かかりますか？</p> <p>風力発電機が必要なくなった後のことも考えていたら教えて下さい。（森の再生方法等）</p> | <p>風力発電機の撤去にあたっては、関係機関と協議を行いながら森の再生を進めていきます。</p> |

第2-1表(12) 住民等の意見及び事業者の見解

| No. | 一般の意見 | 事業者の見解 |
|-----|--|---|
| 38 | <p>騒音、超低周波音の人、動植物への影響が心配されます。現実に基準以下とされるところでも被害が出ています。因果関係が証明されないとして無視されている現実があります。</p> <p>環境への影響は長期にわたるものです。事業主が建設を前提に調査することはその結果を信じることはできません。水源地に数十基も建てることは水害などの心配もあります。</p> <p>景観については想像しただけで悲しくなるほどです。20年後はどうなりますか。その計画が全く見えません。</p> <p>計画は中止してください。</p> | <p>平成29年に策定された「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年、環境省）によると、「これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。また、風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については、明らかな関連を示す知見は確認出来ない。ただし、静かな環境では、風力発電施設から発生する騒音が35～40dBを超過すると、わずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がり、睡眠への影響のリスクを増加させる可能性があることが示唆されている。」とあります。</p> <p>従いまして、騒音、超低周波音、動植物及び景観への影響については、現地調査を実施し、予測・評価を実施します。その結果、影響が大きいと判断された場合は、適切な環境保全措置を行います。</p> <p>水源地への配慮として、河川等から十分に離隔する等、水環境への影響を回避又は極力低減するよう風力発電設備等の配置等を検討いたします。</p> <p>林地開発にあたっては、今後の測量、地質調査を踏まえて、安全上の考慮をして設計します。また、森林法等の審査のなかで、関係機関との協議を踏まえ、重大な影響が及びうると判断した場合には、改変区域あるいは対象事業実施区域から適切な範囲を除外し、環境影響を回避または極力低減できるよう、取り組んでいく考えです。</p> <p>20年後、撤去することになった場合は、関係機関と協議を行いながら森の再生を進めていきます。</p> |

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(令和3年1月29日付 河北新報朝刊)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧致します。

一、事業者の名称 日本風力エネルギー株式会社

代表者の氏名 代表取締役 ニティン・アプテ

事務所の所在地 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号

オークラプレステージタワー

二、対象事業の名称 (仮称)宮城西部風力発電事業

原動力の種類 風力(陸上)

発電所の規模 最大百七.五メガワット

三、対象事業実施区域 宮城県加美郡加美町

四、縦覧 場所 宮城県環境生活部環境対策課、
加美町役場町民課、
加美町役場宮崎支所

時間 午前八時三十分から午後五時十五分
(土・日・祝日を除きます)

電子縦覧 <https://venaenergy.co.jp/1321>

期間 令和三年一月二十九日(金)から
令和三年三月二日(月)まで

五、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境

の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住

所・氏名・意見(理由を含む)をご記入の上、縦覧場

所に備え付けの意見書箱にご投函頂くか、令和三年

三月十五日(月)までに左記の問い合わせ先へご郵送下

さい(当日消印有効)。

六、説明会を開催する日時及び場所

二月十日(水) 十八時三十分から十九時三十分 宮崎公民館

二月十四日(日) 十時から十二時 旭地区公民館

二月十七日(水) 十八時三十分から十九時三十分 宮崎公民館

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、加美町

住民以外の方は説明会への参加はご遠慮ください。

また、説明会の実施を中止する可能性があります。

七、問い合わせ先 日本風力エネルギー株式会社

〒100-5100 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号

オークラプレステージタワー

電話 〇三(六四五二)九六九二

(担当)風力事業開発部 川崎

「広報かみまち」（令和3年2月1日発行）に掲載したお知らせ

今月のお知らせ

環境影響評価方法書の縦覧

日本風力エネルギー㈱が計画している（仮称）宮城西部風力発電事業に関して、環境影響評価法に基づき、「環境影響評価方法書」を縦覧に供し、説明会を開催します。

縦覧期間 3月1日(月)まで
午前8時30分～午後5時15分（土日・祝日を除く）

縦覧場所

- ・加美町役場町民課
- ・宮崎支所

電子縦覧

<https://yenaenergy.co.jp/1321>

意見提出

3月15日(月)(当日消印有効)までに、住所・氏名・電話番号・環境保全の見地からの意見を記入し、縦覧場所に設置の意見箱へ投函または問合せ先へ郵送。

説明会

月日・会場

- ① 2月10日(水) 宮崎公民館
- ② 2月14日(日) 旭地区公民館
- ③ 2月17日(水) 宮崎公民館

開始時刻

- ① 午後6時30分、② 午前10時から

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、変更または中止の場合があります。

問合せ

日本風力エネルギー㈱
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目十番四号
オークラプレステージタワー

担当：川崎

☎03-6452-9692

宮城県ホームページに掲載したお知らせ

(仮称) 宮城西部風力発電事業 (環境影響評価方法書)

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2021年1月29日更新

環境影響評価図書の公表に関するお知らせ

環境影響評価方法書

【事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地】

名称：日本風力エネルギー株式会社

代表者：代表取締役 ニティン・アプテ

所在地：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステージタワー

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称：(仮称) 宮城西部風力発電事業

種類：風力(陸上)

規模：風力発電所出力 最大107,500kW

【対象事業実施区域】

宮城県加美郡加美町

【縦覧】

1 縦覧場所

宮城県庁環境生活部環境対策課 (宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 行政庁舎13階)

加美町役場町民課 (宮城県加美郡加美町字西田三番5番地)

加美町役場宮崎支所 (宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番52-4)

2 縦覧期間

令和3年1月29日(金曜日)～令和3年3月1日(月曜日)

土・日・祝祭日除く。

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

4 インターネットによる公表

事業者のホームページにおいて令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月1日(月曜日)までご覧いただけます。

<https://venaenergy.co.jp/1321>

5 意見の提出

「環境影響評価方法書」について、環境保全の見地から意見をお持ちの方は、事業者宛てに書面にて意見書をお寄せください。

(1)意見書の記載事項

- ・事業名称
- ・氏名及び住所
- ・環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から意見（意見の理由を含めて記載してください。）

(2)意見書の提出期限

令和3年3月15日（月曜日）まで（郵便の場合は当日消印有効）

(3)意見書の提出先

下記まで郵送又は収蔵場所に設置の意見書箱への投函でご提出ください。

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステーションタワー

事業所名：日本風力エネルギー株式会社（担当 風力事業開発部 川崎）

6 説明会の開催

- ・ 2月10日（水曜日）18時30分から19時30分
宮崎公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷七番45-1）
- ・ 2月14日（日曜日）10時から11時
旭地区公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字小原44-1）
- ・ 2月17日（水曜日）18時30分から19時30分
宮崎公民館（宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷七番45-1）

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、加美町住民以外の方は説明会への参加はご遠慮ください。また、説明会の実施を中止する可能性があります。

お問い合わせ先

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステーションタワー

事業所名：日本風力エネルギー株式会社

担当者名：風力事業開発部 川崎

担当者連絡先：03-6452-9692

このページに関するお問い合わせ先

環境対策課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号13階南側

環境影響評価班

Tel：022-211-2667

Fax：022-211-2696

[メールでのお問い合わせはこちら](#)

加美町ホームページに掲載したお知らせ



検索

ホーム 行政情報 暮らしの情報 事業者向け情報 東日本大震災情報 観光情報 学校情報

- 行政情報
- 移住・定住
- マイナンバー
- 町からのお知らせ
- 町民室
- 加美町の紹介
- 公文書開示状況
- 町議会
- 町政
- 行政組織
- 町の財政
- 町の取り組み
- 人事行政
- 広報かみまち
- 協働のまちづくり
- 再生可能エネルギー
- 加美町観光大使
- 加美町公認キャラクター「かみへこ」
- 加美町地域おこし協力隊
- 選挙管理委員会
- 農業委員会
- 文庫館
- パブリックコメント
- 税金・年金
- 学校教育
- 上下水道
- 国民健康保険
- 短期高齢者医療
- 障がい者福祉
- 子育て支援
- 健康と医療
- 施設案内
- テレホンガイド
- 生涯学習

現在位置: ホーム > 行政情報 > 再生可能エネルギー > 「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧

環境影響評価法に基づき、「(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供し、説明会を開催します。

事業者名

日本風力エネルギー株式会社

対象事業

(仮称)宮城西部風力発電事業
(風力発電所設置事業 最大107.5MW)

事業区域

加美町

縦覧場所

加美町役場町民課、宮崎支所
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)
電子縦覧: venaenergy.co.jp/1321

縦覧期間

令和3年1月29日(金曜日)から令和3年3月1日(月曜日)まで

意見提出

本環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見・ご質問をお持ちの方は、住所、氏名、電話番号、内容をご記入の上、縦覧場所に設置の意見箱または下記の問い合わせ先に郵送(令和3年3月15日(月曜日)当日消印有効)にて提出してください。

説明会

| 開催日 | 開始時刻 | 場所 |
|-----------------|---------|----------------------------|
| ①令和3年2月10日(水曜日) | 午後6時30分 | 宮崎公民館 (加美町宮崎字墨敷七番45番地1) |
| ②令和3年2月14日(日曜日) | 午前10時 | 旭地区公民館 (加美町宮崎字小原44番地1) |
| ③令和3年2月17日(水曜日) | 午後6時30分 | 宮崎公民館 (加美町宮崎字墨敷七番45番地1) |

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、加美町住民以外の方は説明会への参加はご遠慮ください。また、説明会の実施を中止する可能性があります。

問い合わせ先

[HOME](#)

[交通防犯](#)

[企業立地・企業支援](#)

[中小企業融資制度](#)

[放射能測定](#)

[加美町イベント情報](#)

[観光施設情報](#)

[デジタルライブラリ](#)

[加美ETCM](#)

日本風力エネルギー株式会社

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番4号 オークラブレスデジタワー

電話 03-6452-9692 (担当:風力事業開発部 川崎)

登録日: 2021年1月8日 / 更新日: 2021年1月25日



このカテゴリ内の他のページ

[加美新電力会社を設立しました](#)

[株式会社かみでん里山公社から資本金をいただきました](#)

[「かみでん」が東郷への電力供給を始めます！](#)

[「\(仮称\)宮城西郡風力発電事業 環境影響評価方法書」の掲載](#)

[加美町がバイオマス産業都市に指定されました](#)

[令和2年度加美町再生可能エネルギー活用推進事業補助金](#)

[加美町市屋前加型太陽光発電事業について](#)

[太陽光発電システムの動向の現状にご注意ください！](#)

[「かみでん」がエネルギーの地産地消を実現](#)

All Rights Reserved. Copyright © 2021 加美町 [サイトマップ](#) [組織から探す](#)

加美町役場 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

【電話番号】0229-63-3111 (代表) [\(テレホンカード\)](#)

【ご来庁時間】午前8時30分から午後5時15分までです。(土・日曜日・祝日・年末年始は閉庁します。)

事業者ホームページに掲載した内容

○令和3年1月29日（金）から令和3年3月15日（月）まで掲載



トップ 企業情報 事業案内 お知らせ 発電所 地域貢献

ウーナ・エナジー > お知らせ > 風力 > (仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧 並びに住民説明会の実施について

2021.1.29 **風力**

(仮称)宮城西部風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧 並びに住民説明会の実施について

令和3年1月29日
日本風力エネルギー株式会社

当社は、令和3年1月28日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称)宮城西部風力発電事業環境影響評価方法書」(以下「方法書」)及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を宮城県知事、加美町長へ送付し、電気事業法に基づき経済産業大臣へ届け出ました。

方法書及び要約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

方法書の縦覧について

縦覧場所：

宮城県環境生活部環境対策課
加美町役場町民課
加美町役場宮崎支所

縦覧時間：

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝を除きます)

縦覧期間：

令和3年1月29日(金)～令和3年3月1日(月)
※各施設の開庁日・時間に準ずる。

インターネットによる公表

| | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 表紙と目次 | 方法書(171KB) |
| 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 | 方法書(70.1KB) |
| 第2章 対象事業の目的及び内容 | 方法書(3.63MB) |
| 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(自然的状況) | 方法書(12.4MB) |

| | |
|---|---|
| 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況（社会的状況） |  方法書(10.9MB) |
| 第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 |  方法書(8.13MB) |
| 第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 |  方法書(7.12KB) |
| 第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 |  方法書(11.0MB) |
| 第7章 その他環境省令で定める事項 |  方法書(9.31MB) |
| 第8章 環境影響方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 |  方法書(92.9KB) |
| 巻末資料 |  方法書(1.12MB) |
| 要約書 |  要約書(15.3MB) |

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000、電子地形図20万及び電子地形図（タイル）を複製したものです。

説明会について

方法書説明会を以下の日程で開催します。（事前申込不要）

日時：令和3年2月10日(水)18時30分～19時30分
場所：宮崎公民館

日時：令和3年2月14日(日)10時00分～11時00分
場所：旭地区公民館

日時：令和3年2月17日(水)18時30分～19時30分
場所：宮崎公民館

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、加美町住民以外の方は説明会への参加はご遠慮ください。また、説明会の実施を中止する可能性があります。その場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

意見書の送付について

「（仮称）宮城西部風力発電事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に記入のうえ意見書箱に投函頂くか、以下の問い合わせ先までご郵送ください。
※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみを記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

- 受付期間：令和3年3月15日（月）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

- 郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステーション
日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 川崎宛

意見書用紙は [こちらよりダウンロード](#)ください。

- 記載事項

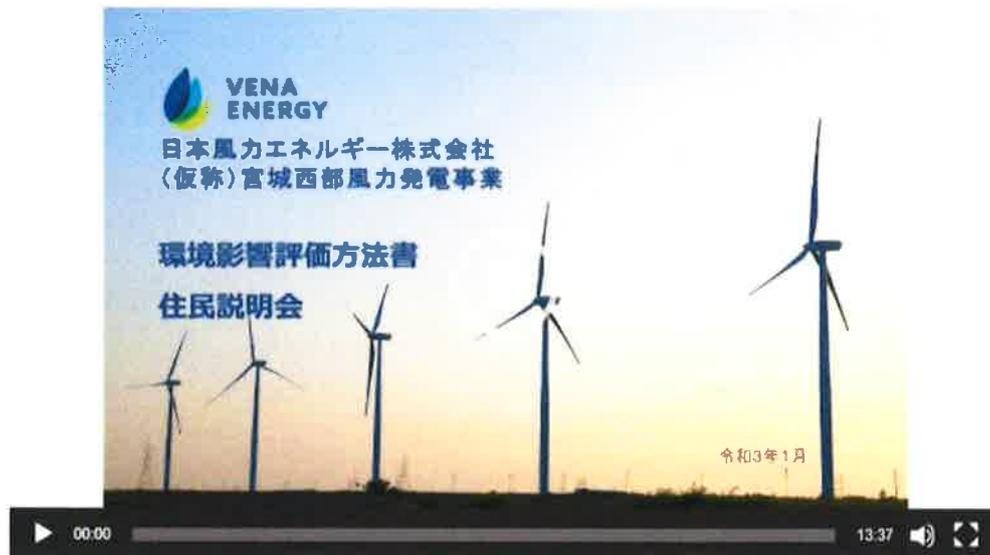
- ①氏名
- ②住所（法人その他の主体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③環境の保全の見地からの意見及びその理由

お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号 オークラプレステーション
日本風力エネルギー株式会社 風力事業開発部 川崎
電話番号 03-6452-9692（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

動画で見る「（仮称）宮城西部風力発電事業」

- 説明動画



■Q&A動画



日本風力エネルギー株式会社
(仮称)宮城西部風力発電事業
環境影響評価方法書

住民説明会 よくある質問



その他

今後、新型コロナウイルス感染症に関して要請を受けた場合においては、必要に応じて住民説明会の実施を中止することがあります。変更がありましたら、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

